



日本タイカービング協会規約書

〈名 称〉 日本タイカービング協会

〈所在地〉 大阪事務所 〒576-0065 大阪府交野市向井田 1 - 5 7 - 3
名古屋事務所 〒461-0037 愛知県名古屋市東区百人町 2
神戸事務所 〒655-0885 兵庫県神戸市垂水区泉ヶ丘 4 - 4 - 4 1
東京事務所 〒120-0005 東京都足立区綾瀬 4 - 9 - 1 8 - 5 0 5

〈目 的〉

日本タイカービング協会(以下 甲という)は教室会員(以下 乙という)とプルメリア登録会員(以下 丙という)を募り、乙と共にタイの伝統文化タイカービングの技術を日本国内に普及する事を目的とする。

〈活動内容〉

- タイカービングコンテストの実施
- T C A 技能検定試験、及び T C A 技能検定試験対策講座の実施
- 講師認定の実施
- 「食のプロフェッショナルのためのコース」の実施
- 交流会の実施
- イベントの企画・実施
- タイへの福祉活動
- タイカービング技術向上、研究活動の実施

〈会員について〉

- オーキッド会員(役員) 業務内容:基幹業務、「食のプロフェッショナルのためのコース」の実施、イベントの企画及び実施
- ロータス会員 業務内容:基幹業務補助、「食のプロフェッショナルのためのコース」の実施、イベントの運営補助・企画・実施
- プルメリア登録会員 甲よりイベント、お知らせ事項をメールにて配信

〈審査員・試験官・「食のプロ」講師について〉

- ※各規定を満たした者は、タイカービングコンテスト審査員、T C A 技能検定試験監督及び採点、T C A 技能検定試験対策講座講師の業務を実施できる。
- ※「食のプロフェッショナルのためのコース」実施に関しては「食のプロフェッショナルのためのコースの実施講習」を受け、「食のプロコース講師認定証」を取得した方によるものとする。

〈教室会員登録の成立〉

乙は甲が提供する会員を選択し、所定の申込書に必要事項を記載して甲に申し込む。
乙が提出した書類を甲が受領し、乙が会費を支払った時点で契約は成立する。
有効期限は契約成立日より同年の12月31日までとする。

〈プルメリア登録会員の成立〉

丙はメールにて、所定の申込事項を記載して甲に申し込む。
丙が提出した書類を甲が受領し、乙が会費を支払った時点で契約は成立する。
有効期限は契約成立日より、丙が甲に届け出ることなく、丙の都合による甲からのメール受信が出来なくなるまで、または丙からの配信中止届けを甲が受け取るまでとする

〈退会〉

会員が次の各号の一号に該当する場合には退会したものとする。

その場合、先に納めた入会金及び年会費は返金しないものとする。

- ① 乙より甲が定める退会届けが甲に届いた場合。
- ② 乙が死亡、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を損失する。
- ③ 乙が甲に連絡なく継続年会費を滞納した場合。

〈総会〉

年一回甲が定める場所で総会を実施、もしくは活動内容を報告する。

〈免責事項〉

- ① 甲は、やむをえない事情によって活動内容の変更がある場合、その事前の連絡によって内容を変更する事ができる。
- ② 甲は、事前の連絡によって、年会費、その他費用の値上げを行う場合がある。
- ③ 乙は、自らの責任において刃物などを使用する。甲の指示に従わない場合や、乙の不注意により負った怪我については、甲は一切責任を負わない。
- ④ 地震、火災およびその他天変地異など、やむを得ない理由でのイベント、試験等の中止について、甲は一切責任を負わない。

〈遵守行為〉

甲は乙に対して以下の行為を禁止する。

●一般イベント

- ① 威嚇を含むあらゆる暴力行為および破壊行為。
- ② 指定場所以外での喫煙。
- ③ 飲酒行為および酒気を帯びての受講、受験、会議の出席。
- ④ 他の会員に不快感を与える行為および勧誘行為。
- ⑤ 本会の資産、設備、機材、ノウハウ、機密の持ち出し、または第三者への漏洩、開示。
- ⑥ 甲にことわりのない個人データの作成、保管、持ち込み。
- ⑦ 事前了解のない撮影、録音。
- ⑧ 講義中の携帯電話使用。
- ⑨ 協会及び会員の名誉を傷つける行為。
- ⑩ その他甲の指示に従わない行為。

●受講内容

- ① 乙は本会の内容を、甲の許可なく第三者に伝達することはできない。
- ② 乙は本会の活動の中で受講し、取得した技術を、甲の許可なく第三者に伝達することはできない。

●教材

- ① 甲が乙に対し提供するテキストその他教材に関する著作権および著作者人格権は、甲に帰属する。
- ② 乙が無断で公開、改変、複製、複写、譲渡及び頒布することを禁止する。
- ③ 乙は本会を退会した場合、甲より配布された教材を、指示があった場合、速やかに返却しなければならない。

●処分など

- ① 乙が前条に掲げる遵守行為を守れない場合、甲は嚴重注意の後、本会より決議の上退室、退会を乙に請求することができる。
- ② 前1項の場合、甲は乙が既に支払った入会金、年会費及び申込金を返還する義務を負わない。

〈年会費等〉

乙は、甲が定める年会費を指定日までに納入しなければならない。

本会の必要経費は、年会費その他の収入によって賄う。

〈会計年度〉

本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

〈付 則〉

この会則は、平成26年1月1日より実施する。

以上